

江戸時代の隠居と隠居分家

川鍋定男

目次

はじめに

- 一 隠居と隠居分家慣行
- 二 赤田村住民の系譜と隠居分家
- 三 近世前期、山田村の隠居事例
- 四 享保期の隠居分家
むすびに

はじめに

隠居はふつう、生前に次の世代に家督や家産を譲り、別生活することをいうが、その場合、自分の生活できる分の土地を持って別棟に隠居する場合と、別棟がない場合は同じ家のなかの特定の部屋に隠居したり、あるいはまた一軒の家のなかを仕切って、別竈で生活することもあった。明治民法のもとでは、隠居は戸主が生存中にその地位を退き、

家督を長男に譲ることを意味した。

隠居について大間知篤三氏は、地域によっては長男が結婚して嫁を迎える前後に、親が戸主権を譲って隠居し、別世帯の生活に入る習わしが多く、そして、父子二代の夫婦が婚舎を分かち、世帯を分かつという生活原則が隠居の直接的動機となっていたのでないかと指摘している⁽¹⁾。

隠居慣行は、地域によって種々の形態があるが、なかでも隠居分家の慣行は、長男が結婚すると長男夫婦に本家と田畑を分割して渡し、親は次男以下を連れて新たに建てた別棟に隠居することをいう。そしてまた、次男が結婚すると、次男夫婦にその家と土地を分けて渡し、親は三男以下を連れてまた同じように別棟に隠居する。こうして最後の末子まで隠居分家を繰り返すのを完全隠居分家といい、長男や次男あたりで分家を中止し、三男以下は養子や出稼ぎに出してしまうのを不完全隠居分家という。こうした隠居分家の場合、親の面倒は必然的に末子がみる場合が多いが、地域によっては親が働けなくなると、最後は長男のもとへ戻って面倒をみてもらうところもあった⁽²⁾。

こうした隠居分家の慣行については、民俗学の分野で研究が進められてきたが、とりわけ竹田 旦氏によって精力的に研究が進められ、日本各地の隠居慣行が明らかにされてきている。竹田 旦氏の研究によると、隠居分家の慣行は、九州北部や南部、瀬戸内海の中西部島々とその周辺沿海部、さらには紀伊半島南部と志摩地方、伊豆諸島などに広く分布し、東日本地域では、長野・山梨・静岡・新潟・群馬・茨城・福島県などにも分布しており、それらの地域での隠居分家慣行の特徴が明らかにされてきている⁽³⁾。

歴史学の分野では、江戸時代の農家族や相続問題を分析された大竹秀男氏によって、摂州武庫郡上瓦林村や同州西成郡大道村などで、近世前期に別家隠居が行われていたことが明らかにされ、その時期、そうした隠居制を介して分家（隠居分家）が創設され、村の家数が増加してきたことが指摘されている⁽⁴⁾。

だが、江戸時代の隠居や隠居分家に関する歴史的な展開や隠居・隠居分家慣行の形成について、研究が進められてきたとはいえない。そこで本稿は、近世の地方文書のなかに散見されて隠居・隠居分家関係文書から、近世前期の村落形成期における隠居分家の実態や分家創設の特質、そして、江戸時代中期の隠居分家事例の検討を通して、その後の隠居分家慣行との違いを確認し、隠居・隠居分家慣行の形成について若干の考察と予測を述べたい。

一 隠居と隠居分家慣行

関東地方の農村を調査していると、各地で「インキョ」という屋号の家にはしばしば出会うことがある。例えば、埼玉県北部の児玉郡上里町の長浜地区久保に「インキョ」という家がある。この家はまた屋号を「森下」ともいう。この屋号は、同家の南にある神社の境内木が森のようであったことから、その下にあたる家で「森下」の名が付いたという。

この「インキョ」といわれる家は集落の南西部あり、一方本家は集落の北東部ある。したがって、「インキョ」と本家の距離は多少離れているが、この「インキョ」家には、延宝八年（一六八〇）正月十八日を命日とする位牌をはじめとして、五つの位牌が残されている。だが、この家は、延享元年（一七四四）十一月七日が命日の三代目の茂左衛門が隠居した家であるという⁽⁵⁾。したがって、享保期頃に茂左衛門が隠居分家したのでないかと推測される。その時親が、先祖の位牌を持って隠居分家したことから、この家に古い位牌が残されたと考えられる。また、同県川口市域では、親が長男に家督を譲り、二、三男をつれて分家することを「インキョモチ」と称したという⁽⁶⁾。

このように埼玉県内でも隠居分家の事例が確認されるが、近世の「宗門人別改帳」からも、そのことは確認できる。それは、「インキョ」という屋号の家が確認された、同じ上里町域の真下村^{ましも}の元禄十一年（一六九八）「宗門人別改帳」

のなかで確認できる⁽⁷⁾。その家は、本家を長男忠左衛門が相続し、親忠右衛門は次男以下を連れて隠居したと考えられる。それがいつであったかわからないが、元禄十一年の段階では、この隠居家の「宗門帳」筆頭人は八郎兵衛三四歳で、同家には、隠居した親忠右衛門八六歳と筆頭人の兄惣兵衛夫婦とその子供がおり、さらに非血縁の下男二人・下女一人がおり、彼らを含めた八人の家族構成となっている。

一方、本家を相続した忠左衛門家は、「宗門帳」で二軒前に記載されており、そう離れていなかったことが推測される。この本家の家族構成は、忠左衛門六一歳とその妻四九歳、それに長男惣右衛門二七歳とその妻二〇歳、次男十右衛門二四歳・娘はつ一五歳の六人家族であった。この本家忠左衛門家では、この時すでに長男惣右衛門は嫁を迎えていたが、親はまだ隠居した様子はなく、親が筆頭人として「宗門帳」に登録されている。

こうした元禄十一年の「宗門帳」の記載からは、この村で隠居分家慣行が支配的であったとは考えられないが、時には何んらかの理由で隠居分家した家もあったことが確認できる。隠居分家については、この村からそう遠くはない上州高崎藩の郡奉行となった大石久敬が著した『地方凡例録』にも、「一、三男を親召連分家致たるを隠居と云」とあることから、この地域に隠居分家があったことはうかがわれる。

ところで、山梨県南都留郡の都留市域では、以前は別居隠居が多くみられ、隠居屋が屋敷内に付設されていた家が多くあったという。また、離れた所に隠居屋が造られた例もあった。だが現在は、その隠居屋が残されている家はきわめて稀な状況となっている。また、東京都八王子市鏈水の小泉家住宅は、茅葺屋根の母屋の右手前にやはり茅葺の隠居屋が残されており、この地域の隠居屋のある民家の風景を今も伝えている。

山梨県都留市域には、「インキョ」「ナカインキョ」「ニシノインキョ」「シモノインキョ」「ヤソノインキョ」などと呼ばれている家が各大字に数軒から四、五軒みられる⁽⁸⁾。こうした屋号は、はじめ本家と隠居分家との間で呼びあって

いた名称であるが、その家が村内で有力な家筋であった場合には、「インキョ」という名称が村全体に通ずるものとして固定し、屋号化したものと考えられる。こうした「インキョ」という屋号の家が、いつ頃隠居分家したかわからないが、そのなかには江戸時代中期まで遡る家もある。

また、同県南都留郡忍野村では「タテインキョ」と云われる隠居分家があった。これは、姑もまだ若く、嫁ともども子を産むというような、親も子も働き盛りの場合、親が子を全部引き連れて分家することを言ったという。この場合、土地を真半分にして分家したという。この場合でも、親が死ねば葬式はかならずオオヤ（大家＝本家）から出し、供養も本家です。しかし、祖先の位牌その他の書きもの一切を隠居の親が持ち出すことがかなりあり、そのため本家の争いもときどき起こったという。⁽⁹⁾ 隠居の系譜を引く家に中世文書が残されている例が都留市内にもみられるが、それは、そうした慣行に基づいたことによるのかも知れない。⁽¹⁰⁾

静岡県御殿場市域では、同居隠居が比較的多かったが、別棟への別居隠居もあり、その場合には、シンシヨ譲りのあと、インキョメン（隠居免）と称して何がしかの田畑を持って出る。その場合、昔から米一〇俵とれる土地（約二反歩）を持って出るのが相場であったという。この別居隠居の場合、隠居が死じると、そのインキョメンの土地は本家に戻されるという慣行があった。⁽¹¹⁾

以上、埼玉県北部・山梨県南東部・静岡県東部の隠居についてみたが、隠居はふつう、生前に次の世代に家督や家産を譲り、別生活を送ることをいう。その場合、別棟に隠居する場合もあり、また別棟がない場合は、同じ家のなかの特定の部屋で隠居したり、あるいはまた、一軒の家のなかを仕切って、別竈で隠居することもあった。隠居が生活できる分の土地（隠居免）を持って隠居する場合と、そうした隠居免の土地を持たないで隠居する場合とがあったが、それは、その家の経済状態や隠居理由に規定されていたのであろう。

例えば、先の埼玉県北部の武州賀美郡真下村の名主三右衛門家の場合は、文化七年（一八一〇）に親仲右衛門が隠居したが、その時隠居へ渡された土地の面積は、屋敷二筆一反一三步、田二筆一反一畝二四歩、それに畑二七筆一町九反五畝三步と山畑七畝三步であった。これを合計すると二町二反四畝一三步となり、かなり大きな土地が隠居仲右衛門へ渡されたことになる。⁽¹²⁾しかし、この土地すべてを隠居が耕作したわけではなく、ほとんどの土地は小作に出され、隠居が自分で手作りした土地はわずかに一反九畝歩でしかなかった。したがって、この場合、小作料収入が隠居の生活費にあてられたであろうから、隠居仲右衛門は、いわば楽隠居の生活ができたであろう。この隠居の家を、その後二、三男が相続したかどうかはわからない。

ともかく隠居する時には、隠居の生活費として、「隠居免」と称して数枚の田畑が隠居に付けられ、それによって隠居夫婦は別竈で生活をし、そして、その隠居が死じると、その田畑は本家に戻されるのが習わしとなっていたところが多い。それに対して隠居分家の場合は、連れて出た次男等が隠居家の財産を相続することになるので、静岡県御殿場市域では、葬式もその相続人が喪主になって出すことになっていた⁽¹³⁾という。一方、山梨県忍野村の隠居分家の場合は、先にみたように、隠居が死ねば葬式はかならずオオヤ（本家）から出し、供養も本家でするところもあった。

いずれにしても隠居による相続は、家督・家産の生前譲渡にあたるが、それは、それによって「家」若返りを期待し、「家」の繁栄を一層推進しようとした、一種の再生の期待がそこにはうかがわれる⁽¹⁴⁾という。

二 赤田村住民の系譜と隠居分家

つぎに、近世前期において、二、三男が分家するよりも、隠居分家が支配的で、それによって同族団の家数を増や

してきた事例が確認される。それは、相州足柄上郡赤田村（神奈川県大井町）の家々の系譜を記した文書から明らかとなる。この赤田村では、村内四〇軒の「家」が寛文十三年（一六七三）までに、どの様な系譜をたどってきたかを記した「赤田村筋目控」が残されている⁽¹⁵⁾。

それによると、寛文十三年段階で、村内で一番大きな同族団は武松姓で、この同族団が一〇軒を数え、村内で最大の同族団を形成していた。それに続くのが北村姓の五軒と、同じ別系統の北村姓の三軒であった。この外、この村には、山田・櫛木・松原・夏莉（二系統）姓が各二軒、さらに別系統の夏莉姓一軒、それに姓の記載のない源兵衛を出自とする同族四軒があり、また同様に姓がない次郎右衛門を出自とする家二軒があった。なお、この外に単独で存在していた家が五軒あった。

このように、寛文期の段階では、村内に大きな勢力を張ったとみられる武松姓と北村姓、それに夏莉姓の同族団が確認されるが、北村姓や夏莉姓は、それぞれ二系統、三系統に分かれていた。

北村姓の一系統は、「長寛元年大井百姓」とあり、もう一方の北村姓は「長寛元年曾我百姓」とある。それぞれ長寛元年（一一六三）に大井・曾我からこの地に来た者であるとしている。このことから考えると、北村姓はもとも村にきたルーツを異にしていたことがわかる。それによって同姓でも二系統の同族団を形成していた。また、村内最大の同族団であった武松姓の先祖は、「元来鎌倉住人」とあり、そして、永治元年（一一四一）に当地に來住したと伝えられている。この北村・武松の二姓三系統の同族団が生活していたこの村へ、戦国末から近世初期にかけて來往した多くの人がいた。彼らの來住、百姓成り立ちへの経緯をつぎにみていこう。

夏莉姓の二軒は、甚七家と市兵衛家で、このうち甚七は、天正五年（一五七七）に甲州から武松与惣左衛門家に来て働いていたが、百姓に成ることを頼み、それが認められ、南山の地を払い渡されて自立した者であった。その後の天

正十八年（二五九〇）の検地では、屋敷一畝二〇歩と田畑七反九畝一八歩を所持する百姓となっていた。そして、この甚七は、寛永元年（一六二四）に次男市兵衛を連れて隠居分家している。その隠居分家の土地は、同十八年（一六四二）時点では、屋敷一畝二歩と上畑二畝六歩を所持するにすぎなかったが、寛文十三年（一六七三）になると、反別を四反二畝一四歩に増やし、屋敷一畝二六歩を所持する百姓となっていた。

もう一系統の夏苧姓は、天正十八年（二五九〇）に、やはり甲州から来た白楽（博勞）の宗宅で、宗宅は同十九年、畑八反八畝二九歩の土地を開き、屋敷二畝四歩を所持する百姓となっていた。宗宅の子与右衛門は、分家して博勞を続けたが、寛永十八年（一六四二）には屋敷四畝一步と畑九畝一四歩を所持していた。こうして甲州から来た博勞宗宅は、寛文十三年（一六七三）には、本家を権太郎が相続し、与右衛門が分家して二軒となっていた。

残る一系統の夏苧姓は、天正四年（二五七六）に、やはり甲州から来た浪人で、先の甚七家の屋敷添いを買って求め百姓となり、夏苧善左衛門と称していた。この善左衛門は、天正十九年（二五九二）には、屋敷三畝一八歩と田畑八反三畝六歩を所持していたが、寛文十三年には、田畑五反三畝余、山畑一反三畝余、屋敷三畝四歩を所持しており、多少田畑を減少させている。

このように、甲州から来た甚七・浪人善左衛門・博勞宗宅などが夏苧姓を名乗っているが、この内の一家、善左衛門家は、甚七家の隣に居を求めており、同じ甲州の出身者である甚七との縁故を頼って、赤田村へやって来たことは十分に考えられる。そして、その最初に来た甲州出身の甚七は、出身地の地名から夏苧を姓としたのでないかと推測される。その推測が正しければ、夏苧（苧）の地名は、甲州都留郡（都留市）にあり、そこからこの相州足柄上郡赤田村へやって来た者であったと考えられる。

それはともかく、近世初期には、この村にやって来て定住した者は外にもいた。そのなかには「古来より日用（備）

取、「百姓ニ取立」という記載のある市右衛門と勘右衛門の二家がある。したがって、この二家は、はじめこの村に日備取に来ていて、その後百姓となった家であることがわかる。また、系譜に「大井村商人、甚四郎分買百姓」という記載がある源兵衛家がある。この者は、大井村(近村)の商人であったが、甚四郎分(退転者か)の百姓株を買取って百姓となった者であることがわかる。さらに次右衛門は、山田村(隣村)の百姓の子であったが、「当村へ子共より奉公」に来ていて、寛永三年(一六二六)に四郎右衛門分の屋敷を買い、畑四反余を取得して百姓となった者である。そしてまた、源右衛門は「天正年中助次郎方へ来」ていたが、「上ノ原ニて下畑三反歩を開」いて、百姓になった者である。さらに時代は少し下るが、元和年中(一六一五〜二三)には、柳川(秦野市)より市郎衛門方へ妻子と共にやって来て、その後百姓となった作右衛門がいた。そして、寛永年中(一六二四〜四三)には、古沢より権太郎方へやって来ていた市助も、土地を取得して百姓となった者である。

このように、日備取りや奉公に来ていて、あるいはよそから妻子と共にやって来ていた者が、その後退転人の屋敷や土地を買得したり、未墾地を開発したりして百姓となった家が、この時期には認められる。そうした家々には、まだ姓がなかったようで、姓が記されていない。このことは、江戸時代の農民の姓(苗字)を考える上でも興味深い。

このように、相州足柄上郡赤田村では、中世から住んでいた三系統の同族団と、戦国末から近世初期に種々のかたちでこの村へやって来た者が定住・自立して一家を創設したことがわかる。こうした人々の移動・定住は、戦国末から近世初期には、城下町や宿場では当然たくさんみられたが、各地の村々においても多々みられたことがわかる。

埼玉県北部の神流川合戦が行われた近くの村では、中世の土豪の屋敷跡に、新たに來住した者がそこに定住したことが確認されるが、そうした場合、墓地も中世の墓地を來住者が使ったようである。また、甲州都留郡の小山田氏支配下の有力給人層がいた村々では、小山田氏の滅亡とともに彼らは逃亡し、その屋敷地が残されたが、それは近世初

期に開墾されて畑地となったことが確認できる⁽¹⁶⁾。ともかく、戦国末から近世初期の東国の村々では、多くの人々の移動と定住がみられ、そうしたなかでその後、近世の村が形成されていった。

ところで、赤田村で一番大きな同族集団である武松姓の先祖は、「元来鎌倉住人」であったと伝えており、永治元年（一一四一）に当村に来住し、保元二年（一一五七）に宮を建立したとある。こうした系譜を伝える武松一族は、寛文十三年（一六七三）時点で、一〇軒の同族団を形成していたが、そのなかには血縁分家でない非血縁の家も二軒含まれていた。すなわち、武松与惣左衛門の「家内」という身分であった市右衛門は、天正年中（一五七三〜九一）に畑一反七歩を得て自立したが、この市右衛門も武松姓を名乗り、武松一族の一員であった。また同様に嘉兵衛は、武松与惣左衛門家から分家した武松甚十郎家の「家来」であったが、元和九年（一六三三）に土地を得て一軒前の百姓に自立した。この者も、武松一族の一員であった。

しかし、この二軒には、後の時期のものと思われる付箋が貼られており、その付箋に「幾蔵」・「八五郎」の名前が記されている。これは、後のある時期に、血筋を異にする二軒であることを確認した印と考えられる。その確認は、幾蔵と八五郎という名前の時代であったが、それがいつであったかわからない。だが、まだ寛文十三年（一六七三）時点では、そうした血筋を異にする家来筋の家も、同族団の一員として意識されて記録されていた。そして、この同族団には、一族の管理する地蔵堂や庵、宮があり、それらの祭祀・祭礼などを通じて、彼らが強く結びついていたことは想像に難くない。

この一〇軒を数える武松一族は、非血縁の二軒を除くと、血縁の同族団は八軒となる。その八軒の内、本家を除く七軒の系譜は、分家によって創設された家が二軒、隠居分家によって創設された家が四軒、そして一軒がちょうどこの記録が作成された年に隠居した家であった。したがって、武松一族における同族団の家々は、隠居分家によって創

設された家が多かったことがわかる。

こうした隠居分家による同族団の増加は、村内第二位の勢力であった北村姓の一族においても同様に認められる。三系統の内、一系統の北村一族は五軒を数えたが、その内一軒は分家によって創設された家であったが、ほかの三軒は隠居分家によって創設された家であった。

こうしたことから、この相州足柄上郡赤田村では、戦国末から近世前期にかけて、隠居分家による分家慣行が支配的であったことがわかる。そして、そうした隠居分家と、僅かの次男の分家によって村内の同族団が形成され、それがまた村の家数を増加させた。なお、村の家数増加という点では、すでにみたように、戦国末から近世初期に他国や周辺地域からやって来た来住者の定住と、彼らの百姓への自立などによるところも大きかった。

三 近世前期、山田村の隠居事例

新たな家の創設は、隠居分家によることが近世前期には支配的であったことを赤田村で確認したが、ここでは、万治三年（一六六〇）の相州足柄上郡山田村（神奈川県大井町）の「家並改書上ヶ帳」よって、当時、村内に隠居が多かったことを確認していこう。

その史料は、史料名の示すとおり、家並みに沿って調査されたもので、そこには、次のように隠居が書き上げられている⁽¹⁷⁾。

一家 組頭

七郎右衛門

田畑貳町拾五歩

内

田四反四畝拾五歩

一家 七郎右衛門

いんきよ

仁左衛門

(中略)

一家

田畑貳町壹反四畝廿四歩

久右衛門

内

田六反壹畝貳歩

一家 久右衛門門

七右衛門

一家 久右衛門

いんきよ

重兵衛

一家 組頭

七兵衛

田畑貳町七反貳畝十九歩

内

田八反貳畝拾貳歩

一家 七兵衛

いんきよ

左右衛門

田畑五反七畝九歩

内

田老反九畝拾六歩

ここには、隠居家が本家に並んで記載されているが、最初の七郎右衛門家の場合、この家の隠居には田畑が分けられていない。そして、次の久右衛門家の場合は、本家と隠居との間に「久右衛門門」として、久右衛門の門かど百姓（隸属農民）七右衛門の名があり、そのつぎに久右衛門隠居重兵衛の名が書き上げられている。この書き方からも、この史料は、久右衛門に隸属した門百姓と隠居との身分的な関係に関わりなく、家並に沿って書き上げられたものであることがわかる。

つぎの組頭七兵衛家の場合は、七兵衛が所持する田畑二町七反二畝一九歩とらんで、隠居本右衛門も田畑五反七畝九歩を所持していたことを記している。このように、この「家並改書上ヶ帳」には、土地を持って隠居した者と、土地を持たないで隠居屋に隠居した者とがいたことがわかる。そうした違いはあるが、両者ともに隠居屋は、本家の屋敷地内やその隣接地にあったことがうかがわれる。隣接した隠居屋で、本家とは別竈の生活が行われていた。この村で隠居は、五〇軒中一三軒が認められ、その一三軒のうち七軒が土地を持たない隠居であったが、残る六軒が土地を所持して隠居した隠居であった。

ここで、土地を持って隠居した者と、そうでない者との違いは、この「家並改書上ヶ帳」の記載事例からは明らかとならないが、それは、本家の土地所持の大きさに左右されたものではないようである。それが普通の隠居か、それとも二、三男を連れてのいわゆる隠居分家なのかによって、その違いが生じていたことも考えられる。土地を所持して隠居した隠居のなかには、先の赤田村の事例のように、その後その隠居家が相続された場合もあったであろう。そうした経緯を確認することはできないが、近世前期の畿内の農村では、そうした経緯が明らかにされている。

すなわち、摂州武庫郡上瓦林村では、万治二年（一六五九）の「宗門帳」に一三戸、寛文十三年（一六七三）の「宗門帳」に一九戸の「隠居」が確認されるという。そして、その隠居は、別家隠居の型態をとったもので、役家を一子にゆずった父が別に一家を設立したものであるという。そして、そこには、隠居夫婦だけの別家もあるが、多くは子女を帯同しており、高持隠居には例外なく本家相続人以外の男子が同行させられていたという。そして、この村では、そうした隠居別家が生前処分による高請地分割をとまっており、かかる隠居制を介して分家（隠居分家）が創設されたという。また、摂州西成郡大道村にも類似的相続慣行があったという。⁽¹⁸⁾

以上のように、相州足柄上郡の赤田村や山田村の事例から、東国でも近世前期には、隠居分家による分家創設の方が支配的で、また隠居が一般的に展開していたことが確認できた。

なお、これは幕末期の事例ではあるが、足柄上郡とは隣接した駿州駿東郡山之尻村（静岡県御殿場市）では、安政五年（一八五八）に隠居が全家数の三割を占めていたという。⁽¹⁹⁾一方、隠居分家の慣行は、近世後期には長男への単独相続の一般化や経済的な制約によって減少したと思われるが、普通の隠居慣行は、すでに「隠居と隠居分家慣行」でみたように、甲州や武州などでも広くみられた。

四 享保期の隠居分家

江戸時代中期の隠居事例から、この時期の隠居分家が、どのように土地や家屋を分割したかをみていこう。それは、甲州都留郡川棚村（都留市）の「讓覚」証文から明らかとなる。この事例では、刀や諸道具、牛馬などの分割も明らかとなり、興味深い。

川棚村の安右衛門は、享保二十年（一七三五）、次男の源助とともに隠居することを決め、兄弟それぞれに「讓覚」と

いう証文を渡した。その「讓覚」から、隠居時の田畑分割の状況を知ることができ(20)る。

親安右衛門は、隠居にあたり、兄治左衛門と弟源助へ「讓覚」を渡したが、田畑・屋敷の「讓覚」は、弟源助宛のものしか残されていない。それは、親安右衛門が弟源助と隠居した家に、その「讓覚」が伝えられていたことによる。それによると、弟源助へは、畑五反一三步と田六畝一二歩、それに柴山一ヶ所と兄と分けた柴山の二分一、屋敷三畝一六歩―この屋敷地は屋敷とする予定地で、まだ家が建っていない畑地であった―が譲り渡されることとなった。この外、隠居する親には、隠居免として田一筆一畝一〇歩と畑二筆五畝六歩が付属されることになっていたが、これらの田畑には、親の死後の取扱い方についての但し書きが付されていた。それによると、隠居免の畑二筆は、各々二等分に割り、兄弟それぞれに渡すが、隠居免の田一筆一畝一〇歩は、兄治左衛門へのみ遣わすとしている。したがって、この田の分が、本家を相続する兄治左衛門へ余分に渡ることとなり、隠居家を相続する弟源助との差であった。

しかし、この地域でも、後には隠居免の田畑は、本家に戻すという慣行がみられるようになるが、この享保期には、まだそうした慣行が成立していなかったようである。これは、この時期、この地域で均等分割による相続が広く行われていたこととも関係していたと考えられる。

ところで、安右衛門の隠居にあたっては、家屋や刀・諸道具・穀物・牛馬などの分割についての別の「讓覚」が残されている。それは、つぎのようなものであった(21)。

讓覚

一家屋敷不残	治左衛門
一祐定刀一腰	同人
一貞宗脇指一腰	源助

一 諸道具 式ツ割半分ツ、

治左衛門

源 助

一 穀物等 式ツ割半分ツ、

治左衛門

源 助

一 馬牛 壹疋ツ、

治左衛門

源 助

一 治左衛門へ口上、源助居所相応ニ致普請可指遣候事、若又普請不能成仕合ニ候ハ、

唯今迄之家ニツニ割、半分いつれの方ニても源助ニ可相渡候

右之通相定候上ハ、毛頭違儀有之間鋪者也

享保二十年卯

閏四月

安右衛門印

治左衛門殿

源 助殿

このように家屋敷は、兄の治左衛門へ残らず渡し、それに「祐定」の刀一腰を同人へ渡すとしている。それに対し、弟の源助へは「貞宗」の脇指一腰を渡すとしている。そして、諸道具や穀物は、二つに均等に割ってそれぞれに渡し、馬や牛も一疋ずつを二人に渡すとしている。注目されるのは最後の項で、そこでは兄治左衛門への「口上」として、弟源助へ「居所」(家屋)を相応に普請して渡すようにと指示している。もし、それが不可能なようであれば、兄に渡す家を二つに仕切って渡すようにとしている。

ここからわかるように、この隠居の場合は、隠居が次男と暮らす家はまだ出来てなく、そうしたなかでの土地や屋敷、諸道具などを、ほぼ均等に分割して分与することを約束したものであることがわかる。

ところで、この「讓覚」が作成された四年後の元文四年（一七三九）、予定の土地（畑）に家が建てられ、そこで隠居と次男が生活したのでないかと推測できる。⁽²²⁾そして、この隠居家は、その後も「インキョ」と呼ばれて永続し、近世後期には名主役を勤める家となった。

むすびに

近世の地方文書から隠居や隠居分家についての若干の事例を紹介してきたが、近世前期の東国相州の村においても、隠居分家による家の創設が支配的で、一、三男の分家創設は少なかったことが確認できた。そして、そのことが確認できた相州足柄上郡赤田村では、戦国末から近世初頭に他国や周辺地域からやって来て定住した家や、はじめ日傭取に来ていて、その後土地を取得して自立した家、さらには「家来」から自立した家などがあった。そうした系譜の家々と、旧来から住んでいた有力同族団の隠居分家によって、東国の近世村落が次第に形成されてきたことも確認できた。

また、同州同郡山田村では、近世前期に、五〇軒中一三軒の隠居があり、そのうち七軒が土地を持たない隠居であったが、残る六軒は土地を所持して隠居した隠居家であり、そこには隠居分家が想定でき、この地域に隠居分家慣行が広くみられたことが確認できた。

ところで、甲州都留郡の村では、享保期に隠居による分家の創設がみられたが、ここでは、ほぼ均等に田畑や諸道具を分割して隠居家が創設されたことを確認した。そしてこの時期は、この地域の村々で均等分割による分家創設が

多くみられ、それによって村の家数が増加した時期であった。この時期の分家のなかには、隠居分家による家の創設も相当あったのでないかと想像される。また、この時期、この地域では、均分相続が支配的であったことによって、隠居免の土地が隠居の死後、本家に戻されるという慣行はまだ形成されていなかったようである。そうした慣行が形成されるようになるのは、この後、長男への単独相続が一般化するようになるなかで形成されたのでないかと考えている。

地方文書のなかには、隠居や隠居分家の相続問題をめぐる訴訟関係文書が散見されるが、それらを通して江戸時代の隠居や隠居分家、「家」の相続等に関する慣行形成の問題を考察しようとしたが、それは紙幅の関係で他稿に譲らざるをえなかった。

注

- (1) 大間知篤三「家についての覚書」『大間知篤三著作集第一巻』未来社 一九七五年。
- (2) 竹田 旦『民俗慣行としての隠居の研究』二二三頁 未来社 一九六四年。竹田 旦『家』をめぐる民俗研究』七六頁 弘文堂 昭和六二年。
- (3) 竹田 旦『家』をめぐる民俗研究』二三〇～二三二頁。竹田 旦『民俗慣行としての隠居の研究』第三篇隠居分家。
- (4) 大竹秀男『封建社会の農民家族』一六〇～一六二頁 創文社 昭和五七年改訂版。カッコ内は筆者注。
- (5) 赤見 勇家には、江戸時代の年号が入った五つの位牌が残されている。そこには夫婦が一緒に戒名が記されているが、それから当主の没年が次のようにわかる。それは、寛文九年(一六六九)・正徳六年(一七一六)・延享元年(一七四四) 三代茂左衛門・安永五年(一七七六)・嘉永二年(一八四九)であり、安永と嘉永年間の間には、一代分の位牌が欠けているようである。この家の本家にあたる大正三年生まれの赤見留次氏によると、三代茂左衛門が隠居した家であるという。また、この本家の赤見家は、五代目も屋敷を半分に分け、田畑を六対四に分け、田畑六と名主役も持って東隣に隠居したというが、その家は現在つづいていない。そして、赤見留次氏によると、赤見家の先祖は江戸時代前期に当地に來住したと伝え、その先祖の地は、栃木県佐

野市赤見であったという。

- (6) 『埼玉県史』別編Ⅰ民俗Ⅰ。
- (7) 埼玉県上里町 久保 要家文書。
- (8) 都留文科大民俗学研究会発行の『小野の民俗』『沖の民俗』『平栗の民俗』などの調査報告書。
- (9) 竹田 旦『民俗慣行としての隠居の研究』二六九頁。
- (10) 都留市井倉の谷内俊男家は隠居分家の系譜の家で、永禄十年(一五六七)の九郎兵衛への加恩地宛行状を伝えている。本家は消滅しているので、その中世文書がいつ同家に渡ったかわからないが、隠居の親が持ち出したことも考えられる。
- (11) 『御殿場市史別巻Ⅰ』二三五頁 昭和五七年。
- (12) 埼玉県上里町 久保 要家文書。
- (13) 『御殿場市史別巻Ⅰ』二三五頁 昭和五七年。
- (14) 竹田 旦氏『民俗慣行としての隠居の研究』はしがき。
- (15) 『神奈川県史資料編近世(Ⅰ)』史料番号三三六。
- (16) 拙稿『都留市史通史編』近世第三章第一節村の成立 四「検地帳にみる集落景観と字名」を参照されたい。
- (17) 『神奈川県史資料編近世(Ⅰ)』史料番号三三二。
- (18) 大竹秀男『封建社会の農民家族』一六〇～一六二頁 創文社 昭和五七年改訂版。カッコ内は筆者注。
- (19) 大藤修『近世農民と家・村・国家』四〇五頁 吉川弘文館 一九九六年。
- (20) 『都留市史 資料編近世Ⅰ』史料番号近世一五六・一五七。
- (21) 同前 史料番号近世一五七。
- (22) 同前 史料番号近世一五六の享保二十年閏四月の「讓覚」には、後筆の追記があり、元文四年十一月調べの見付畑一筆が追加されていることからそれは推測できる。